

日あり協発第 50 号
平成 28 年 5 月 9 日

平成 28 年

蟻害・腐朽検査員登録更新対象者 各 位

公益社団法人日本しろあり対策協会
会 長 土 居 修 一

蟻害・腐朽検査員登録更新およびその手続きについて

標記について、蟻害・腐朽検査員規程第 7 条に基づく登録更新の課題（蟻害・腐朽検査診断報告書）をお送りいたしますので、登録更新を希望される方は、下記の書類に記入の上、登録更新手続きを行ってください。提出にあたっては、本紙裏面の注意点を良く読み、8 月 12 日必着で本会までお送りください。

なお、下記書類の提出が無い場合は蟻害・腐朽検査員資格は失効となりますのでご注意ください。

記

- ・ 蟻害・腐朽検査診断報告書
- ・ 登録更新申込書（写真 1 枚、振込控えを貼付のこと）
- ・ 登録更新検定料・登録更新手数料

会 員 20,000 円（登録更新検定料 10,000 円・登録更新手数料 10,000 円）

会員外 30,000 円（登録更新検定料 20,000 円・登録更新手数料 10,000 円）

①銀行振込の場合

りそな銀行 新宿支店 普通口座 No.0111252

口座名 公益社団法人 日本しろあり対策協会

依頼人欄の前に「122」と記入して下さい。

例) 白蟻太郎：122 シロアリタロウ/㈱白蟻工業：122 カ) シロアリコウギョウ

②郵便振込の場合（同封の用紙をご利用ください）

口座番号 00191-3-34569 公益社団法人 日本しろあり対策協会

提出先：公益社団法人日本しろあり対策協会

東京都新宿区新宿 1-12-12 オスカカテリーナ 4 階

Tel：03-3354-9891 Fax：03-3354-8277

以上



蟻害・腐朽検査員名称についてのお知らせ

建築士も蟻害・腐朽検査員資格を取得できるよう制度改正を行ったことを契機に、その名称を「蟻害・腐朽検査士」に改称することになりました。現在、協会では改称に向けて関係規程の改正作業をおこなっております。正式に改称した折には別途お知らせいたしますので、ご承知おき下さいようお願いいたします。

報告書の記入にあたっての注意点

報告書は、蟻害・腐朽検査員としての技能を審査するためのものであり、**蟻害・腐朽検査制度に則った依頼があった建物である必要はありません。**

日常的に行っている業務の中から調査建物を選定し、報告書を作成してください。

- ・別添の報告書様式以外の様式で作成された報告書は認められません
- ・テキスト「蟻害及び腐朽の検査・診断手法」および別紙記入例を参照のうえ、記入すること
- ・登録更新対象者本人が記入すること
- ・**シロアリ、腐朽の両方もしくはいずれかの被害があった物件について報告のこと**
- ・シロアリや腐朽菌、カビの判別ができない、写真の添付ができないなど未記入箇所がある場合には、必ずその理由を特記事項欄において記入すること
- ・1つの建物に対して1名の検査員が報告書を作成すること
(同一建物について複数の検査員が報告書を提出することは認められません)
- ・**一般的な住宅**について調査し、報告書を作成すること
- ・※印の項目は、必ず記入のこと
- ・記入や貼付のないページについても全て提出すること
- ・本紙に直接記入し、書き損じや下書き等で複数部必要な場合は、複写もしくは協会ホームページ (<http://www.hakutaikyo.or.jp/>) よりダウンロードのうえ印刷のこと
(お知らせ欄「<蟻害・腐朽検査員向け>登録更新手続きについて」に掲示します)

※報告書の内容・写真等は、蟻害・腐朽検査員の技能審査以外には使用いたしません。

提出期限 平成 28 年 8 月 12 日(必着)

期限までに提出が無い場合、蟻害・腐朽検査員資格は失効します